

平成 25 年 5 月 15 日
水 産 庁

移行期間における eBCD システムの使用上の留意事項について (お知らせ)

I. 重要なお知らせ

これまで ICCAT 事務局を通じて我が方が収集した情報に基づけば、eBCD システムに依然として不備な点があることや、関係国のシステム受け入れの体制が整わないことを理由として、移行期間が開始される 5 月 16 日（木）時点において、eBCD システムを導入する国はごく少数になることが予想されます。よって、暫くの間は、大西洋クロマグロの輸出入及び再輸出に際しては、基本的にこれまでどおり紙ベース BCD（漁獲証明書及び再輸出証明書）に基づき、日本の輸出入確認手続きを行って頂くことになります。

なお、2014 年 2 月末日までの移行期間において、今後、eBCD システムによる政府認証を開始する国が徐々に増加することが予想されますが、我が方としては、eBCD システムの改善状況や輸入元国及び輸出先国の意向を踏まえながら、下記 II のとおり、柔軟に紙ベース BCD 又は eBCD に基づく手続きを行っていく考えですので、輸入手続き上の個別のご相談がある場合には、末尾 8 の担当部署までお問い合わせ下さい。

また、現時点における我が方の eBCD システムの使用上の留意事項を下記 II のとおり取りまとめましたので、今後、eBCD システムを使用する必要がある際には、当該留意点をご考慮下さい。

eBCD システムの開発及び改善には万全を期しておりますので、なにとぞ皆様のご理解及びご協力をよろしくお願いいたします。

II. eBCD システムの使用上の留意事項

1. ユーザー登録の方法

(1) 貿易業者：5 月 8 日までに水産庁に提示されたユーザー登録申請分については、既に ICCAT 事務局に通知済みです。登録が完了した場合、eBCD システムより登録済みメールアドレスに通知が送付されますので、それを用いてシステムにアクセスして下さい。今後、ユーザー登録を希望する方の登録方法及び eBCD システムの URL 等については、あらためてお知らせいたします。

(2) ICCAT 登録漁船（日本の大西洋クロマグロ操業船・漁業者）：
6 月の出漁者会議で今漁期の操業船が決定します。その後、水産庁から事務局へ通知し、ICCAT 事務局から当該船がユーザー登録されます。登録が完了した場合、eBCD システムより登録済みメールアドレスに通知が送付されますので、そ

れを用いてシステムにアクセスしてください。なお、本年以前に日本の操業船が漁獲したものを輸出する際には、別途、当該操業船の事務局への登録が必要になりますので、その際には、末尾8の担当部署までご相談下さい。

2. 通関業者等による eBCD システムへのアクセス

本年4月の説明会では、通関業者等が eBCD システムにアクセスできる2つの方法をご説明し、現時点においても、通関業者が輸出入者に代わって、eBCD システムへアクセスできるようにシステムの改良を行っていますが、5月16日の時点では、システムの改良が完了する見込みがございません。

このため、当初のユーザー登録に際しては、BCD 上で実際に輸出入者となられる方のお名前とユーザー名とメールアドレス等をご登録いただいたところです。システムの改良が完了し、通関業者による eBCD システムへのアクセスが可能となり次第、あらためてお知らせいたします。なお、5月8日の時点で、複数の ID を申請された貿易業者の方がいらっしゃいますが、現在のシステムの状況では、いずれの ID からでも当該輸出入者の取り扱う全ての貨物の eBCD についてアクセス可能となりますので、その管理には十分ご注意ください。

※なお、通関業者が eBCD システムにログインする必要がない場合（輸入業者から eBCD を受取る場合）は、以上の手続きは、必要ありません。

3. eBCD 化の適用範囲

(輸入)

2013年5月16日以降、輸出国が eBCD システム上で認証した eBCD を事前確認及び通関時確認で用いることができます。詳細については、輸入注意事項15第45号（事前確認）、同11第28号（通関時確認）及び水産庁確認書発行申請取扱要領をご参照ください。

(輸出)

2013年5月16日の申請分より、eBCD システムによる漁獲証明書及び再輸出証明書の確認申請の対象になります。ただし、eBCD システムの改善が図られるまでの暫くの間は、基本的にこれまでどおり紙ベース BCD（漁獲証明書及び再輸出証明書）に基づき、輸出及び再輸出の手続きを行って頂くこととなります。

4. 移行期間における電子化 BCD (eBCD) と紙ベース BCD の取扱い

(1) 移行期間中の輸入の確認申請手続きにおいて、システム上で政府認証された eBCD であれば、申請に用いることができます。輸入注意事項等をご参照の上、他の必要書類とともに提出してください。

なお、eBCD へ移行していない国からクロマグロを輸入する場合は、これまでどおり紙ベース BCD を申請時に提出してください。

(2) 移行期間中の輸出の漁獲証明書及び再輸出証明書の確認申請について、eBCD システムの改善が図られるまでの暫くの間は、基本的にこれまでどおり紙ベース BCD（漁獲証明書及び再輸出証明書）に基づき、輸出及び再輸出の手続き

を行って頂くこととなります。

なお、eBCD システムの改善が図られた段階においては、基本的に eBCD システム上での申請手続きを行って頂きますが、特別な事情がある場合には、これまで通りの紙ベースでの証明書の確認申請も受け付けます。

5. 2013年5月16日からeBCDシステムを導入する国

来年2月末日までの間は、eBCD 化までの移行期間であるため、国によって eBCD システムによる政府認証を開始する時期が異なります。これまで、事務局を通じて収集した情報に基づけば、5月16日から eBCD システムを導入する国はごく少数になることが予想されますので、暫くの間は、大西洋クロマグロの輸入に際しては、これまでどおり紙ベース BCD を輸入先国の関係者から入手した上で、日本の輸入確認手続きを行って頂くこととなります。

なお、水産庁においては、ICCAT 事務局を通じて、引き続き本件に関する情報収集に努めておりますので、情報がまとまり次第、随時、輸入業者の方々にお知らせします。

6. 貿易業者関係者間の連携が不可欠

ご商売上の関係者間（漁業者・蓄養業者、輸出者及び輸入者など）においても、関係国の eBCD 化に関する情報収集を引き続きお願いいたします。円滑に漁獲証明書等を作成・申請及び発給するためには、関係者間（漁業者・蓄養業者、輸出業者及び輸入業者など）の周知徹底及び連携が不可欠ですので、予め十分な連絡を取ることをお勧めします。

7. eBCDシステムの改善・変更内容について

現在、eBCD システムは開発段階であり、移行期間においてもシステムの改善が図られる見込みです。これらのシステムの修正点及び改善点に関する情報は、随時、水産庁HP又はEメールで皆様にお知らせします。

8. 問い合わせ先

今後の eBCD システム利用及び申請手続きのお問い合わせは、以下の担当部署までご連絡下さい。

<輸入及び国内陸揚げ関係> 水産庁漁業調整課海洋漁業資源管理班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）（内線 6710）

03-3502-8204（直通）

FAX：03-3591-5824

<輸出及び再輸出関係> 水産庁加工流通課水産物貿易対策室

〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）（内線 6610）

03-3501-1961（直通）

FAX：03-3591-6867